

村上市妊産婦の医療費助成事業のご案内

妊娠された方が安心して妊娠期を過ごし、出産できるように医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。



※対象者

村上市に住民票のある妊産婦

※生活保護を受けている方や県障・県親の受給者証をお持ちの方は対象外です。

※受給者証の交付申請

母子健康手帳の交付時に受給者証の交付申請をしてください。

申請時に必要なもの…妊娠届出書、健康保険証、

標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）

※令和4年3月31日までの間に母子健康手帳の交付を受けている方は母子健康手帳、健康保険証、標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）をご持参のうえ、申請においでください。

※助成対象期間

妊娠の届出をした日の翌日から出産（流産した日・死産した日）の翌月末日までです。

他の市町村において、妊娠の届出をした方は転入の届出をした日の翌日からが助成対象です。

問合せ先

〒958-8501 村上市三之町1番1号

保健医療課健康支援室 ☎53-2111（内線2431）

各支所地域振興課地域福祉室

※助成の内容

保険診療による受診分が対象となります。保険診療分の自己負担額から、次の一部負担額を除いた金額を助成します。

通院：1日530円

（自己負担額が530円に満たない場合は当該自己負担額）

（同一の医療機関において1か月に5回目以降は無料）

入院：1日1,200円

（標準負担額減額認定証の交付を受けている場合は、

食事代を合わせて助成）

調剤薬局：無料

訪問看護：1日250円

※助成の方法

医療機関の窓口に受給者証を提示することで一部負担金のみの支払いで済みます。

受給者証を提示しなかった場合や県外医療機関での受診の場合は、申請が必要です。

申請時に必要なもの…受給者証、健康保険証、医療機関等が発行した領収書、振込を希望される預金通帳

※変更の手続き

受給者証に記載されている内容に変更があった場合は、届出をお願いします。

- ・姓、住所が変わったとき
- ・健康保険証が変わったとき
- ・出産が予定よりも早く（遅く）なった場合や流産、死産したために助成対象期間が変わるとき

